

林地開発調書

整理番号	6-5				
申請者	掛川市大坂 1181 番地 株式会社 東豊興業 代表取締役 杉本 勝利				
開発行為の目的	土石採取（砂利）及び一部農地造成				
開発行為に係る事業又は施設の名称	-				
所在場所	掛川市大坂字小龍今寺 8328-1 ほか 46 筆				
森林計画区名	天竜森林計画区				
開発面積	事業区域面積	14.4118 ha			
	事業区域内の森林面積	12.4232 ha			
	形質変更の森林面積	11.4238 ha（前回許可から+2.7180ha）			
用途別内訳面積	開発後の用途	面積			百分率
		5条森林	5条森林以外	計	
	防災施設	0.8246ha	0.0266ha	0.8512ha	5.9%
	造成森林	3.5817ha	0.0000ha	3.5817ha	24.9%
	残置森林	0.9093ha	0.0000ha	0.9094ha	6.3%
	農地 その他 計	6.9769ha 0.1307ha 12.4232ha	1.4292ha 0.5328ha 1.9886ha	8.4061ha 0.6634ha 14.4118ha	58.3% 4.6% 100.0%
工事計画期間	着工 許可の日から 完成 36ヶ月				
所要経費	用地費	非開示情報			
	工事費				
	本工事費				
	防災工事費				
	その他				
	計				
森林の現況	地況	地質	土質	傾斜	標高
		第四紀洪積世 小笠山礫層	礫層	平均 20 度 0 度～40 度	平均 87.4m 25.3m～124.2m
	林況	樹種	林齢	生育状況	降水量
		スギ、ヒノキ、 シ、カシ等	1年～60年	中	2,159mm
生息動物 風致その他	非開示情報				
周辺地域の施設の状況	周辺は山林や果樹園、茶畑となっており、市道「龍今寺線」に接する。 流末は、 調整池→普通河川名無川→二級河川竜今寺川→海へと放流される。				
水源かん養機能に直接依存する水需要の状況	水源としての利用はない。				
開発行為が周辺地域の環境へ及ぼす影響	周囲に残置森林及び造成森林を配置するほか、跡地平場は農地にする（一部は森林に戻す）計画であり、周辺の山林、果樹園、茶畑と同様の環境となるため、大きな影響はない。				
市町村森林整備計画の機能区分及び施業種	水源涵養機能維持増進森林 伐期の延長				
他の法令等との関連	掛川市土地利用事業：令和3年11月22日変更承認 砂利採取法：令和4年1月25日提出済				

	<p>農地法：令和4年2月16日提出済 農振法：令和4年2月16日提出済 掛川市普通河川条例：令和3年12月3日提出。12月10日許可（放流先普通河川の流下能力検討結果については市土地利用事業承認を以て承認済） 土壌汚染対策法（一定の規模以上の土地の形質の変更届）：令和3年12月3日提出・受理。 静岡県自然環境保全条例：令和4年2月18日調査報告書提出。協定締結は不要。 掛川市景観条例：令和3年12月3日提出。 文化財の所在有無：令和3年12月26日掛川市回答「一部「芳峠砦」に含まれているが、既に届出済の計画範囲内であるため、新たな届出の提出は不要」</p>
林地開発に対する関係者の意見	<p>令和3年12月5日に地元自治会である大坂区長、野賀区長に説明し、同意済（R3.9.28：大坂区、R3.9.28：野賀区、農業推進委員） 掛川市長の意見聴取見込。</p>
土地所有者の同意状況	<p>区域内土地権利者全員の同意書有り。</p>
その他	<p>申請地は、㈱トーコウが平成21年度に林地開発許可を取り、その後、平成27年度に㈱東豊興業が地位承継を行い、継続して砂利採取事業を行っている箇所である。 今回、事業区域及び掘削区域の拡大に伴う許可申請するものである。開発行為に係る森林面積は、直近の許可8.7058haから11.4238ha（+2.7180ha）に拡大する。</p> <p>なお、今回の許可申請面積11.4238haにより、前回、平成21年度に個別諮問した際の許可面積4.7501ha（H21許可面積6.1038ha－H27工区完了面積1.3537h）から増分が累計6.6737haとなるため、「林地開発許可及び保安林の解除に係る静岡県森林審議会に対する諮問の取扱い基準」第1(2)に該当する。</p> <p>1 立地 特に問題ない 2 防災施設 変更区域の拡大に伴い、調整池兼沈砂池を拡大するとともに、オリフィス、放流施設を改修する。 3 緑化 周囲に残置森林及び造成森林を配置し、跡地については、平場は概ね農地に転用し、法面及び小段は森林又は緑地にする計画。 4 その他 災害の防止および水害の防止の審査に適用する基準については、「静岡県林地開発許可審査基準及び一般的事項」第2章第1の1(2)および第2の1(2)による。</p>
調査者職氏名	<p>中遠農林事務所治山課治山班長 田代俊彦</p>
調査年月日	<p>令和4年2月18日</p>

直近の許可申請時の付帯意見への対応

付帯意見等（令和2年12月11日付け答申）	付帯意見等への対応等
<p>なし</p> <p>（指導事項） 最終残壁が完成した箇所から、順次緑化計画に従い緑化すること。</p>	<p>最終残壁が完成した箇所へ植栽、吹付を施工している。施工した箇所の生育状況を観察し、必要により補植などを行う。引き続き採取残壁が完成次第、緑化を進めていく。</p>

審査項目（土石の採掘）

区	分	基準値	計画値	結果	備考	
災害防止	切土	土質・岩質	砂利	砂利	適	排水施設を設置（50年確率30分雨量強度）117mm
		採掘量		485,474m ³		
		工法	原則として階段掘削法とする	階段掘削法		
		法面勾配	1:1.2以下	1:1.2		
		小段間の高さ	5~20m（碎石用岩石、石材用岩石：20m以下、風化岩石：5m以下 いずれも終了時）	10m		
		小段幅	終了時に2m以上	2m		
	盛土	最大高さ		39.1m		
		法面勾配	30°（1:1.8）以下	—	—	
		最大高さ	原則15m以下	—		
		小段の設置	5m毎に1~2mの小段設置	—		
	崩落防止措置	雨水流入等の場合は、排水施設を設置	—			
	擁壁	L型	安定計算上安定すること	—	—	
		逆T型	常時1.5以上	—		
		重力式	地震時1.2以上	—		
		ブロック積	土木部ブロック積（石積）擁壁構造基準による	—		
	砂防施設	砂防施設		—	適	
仮設沈砂池		1ha当たり年間200~400m ³ の土砂を貯留できるもの 必要容量 1,440.84m ³				
沈砂池			4,769.05m ³			
河川改修		下流河川に1/1の流下能力がない場合	—			
残土処理方法	搬出先を明記し許可（写）を添付すること	製品として販売				
水害防止	調整池	調整池の基数		1基	適	
		堤体の構造	原則コンクリート（掘込式可）	掘込式		
		堤体の高さ	原則として15m未満（築造式）			
		堤頂厚	4m以上（掘込式）	4.0m		
	調整池	上流法勾配	掘込式の場合1:2.0以上	1:2.0		
		下流法勾配				
	調整池	調整容量	必要容量 14,772.58m ³	16,169.38m ³		
		許容放流量	Rc=15mm/hを下回らないこと	22mm/h		
	調整池	オリフィス	0.10036m ² 以下	0.0992m ²		
放流管		流水断面積は管路断面積の3/4以下 φ1,026mm以上（7.053m ³ /s以上）	φ1,000mm （6.556m ³ /s） および □1,000×1,000mm （7.748m ³ /s） を併用する			
余水吐の構造		100年確率降雨流量の1.5倍以上 7.503m ³ /sec以上	12.258m ³ /sec			
水資源の確保	*水量の確保	著しい支障が無いこと 必要がある時は、貯水池または導水路の設置その他の措置をすること	水源を依存する地域無し	適		
	*濁水の流入による水質悪化が無いこと	土砂の流出による水質の悪化を防止すること	沈砂池を設置している。			
環境の	森林率	開発行為において配置する森林は、造成するのではなく、極力残地するように努めること。	36.2%	適		
	周囲林帯		周囲に配置している			

保 全	残置森林面積		0.9093ha	ては林帯幅 の基準は適 用しない。
	造成森林面積		3.5817ha	
	造成緑地面積		0.1532ha	
	緑化計画	<p>採掘跡地は、必要に応じて埋め戻し、緑化及び植栽を実施すること</p> <p>また、法面は、可能な限り緑化し、小段には必要に応じ客土等を行い、植栽すること</p>	<p>【平地】 農業振興地域内の平地は、農地を造成する。これ以外の平地はヤシャブシ、ウバメガシを植栽し、森林を造成する。</p> <p>【小段】 ヤシャブシ、ウバメガシを植栽し、森林を造成する。</p> <p>【法面】 森林区域内の法面は、ヤシャブシ、ウバメガシを植栽し、種子吹付（イタドリ、ヨモギ、メドハギ、ヤシャブシ、ヤマハギ）を併用し、森林を造成する。 森林区域外の法面は、種子吹付（イタドリ、ヨモギ、メドハギ、ヤシャブシ、ヤマハギ）により緑地とする。</p>	
その他	市街地・主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、早期緑化に努めること	申請箇所は南側国道から採掘法面の一部が眺望できる。その他、周辺市道からは眺望できない。最終残壁は順次植栽及び吹付を行い、早期緑化を図ることで景観上問題ないと判断される。		

他法令等の処理状況

(○:今回該当、-:該当無し)

申請者:東豊興業株式会社

開発行為の目的:土石の採掘(砂利)及び一部農地造成

法令名	該当		処理状況
	新規	変更	
森林法(保安林)	-		
国土利用計画法・森林法(所有権移転)	-		
都市計画法(開発許可)	-		
宅地造成等規制法	-		
工場立地法	-		
建築基準法	-		
農地法(農地転用)	○		令和4年2月16日提出済(一時転用許可)
農業振興地域の整備に関する法律	○		令和4年2月16日提出済(振興地域の整備)
土地改良法	-		
自然環境保全法	-		
自然公園法・県自然公園条例	-		
静岡県自然環境保全条例(協定)	○		令和4年2月18日報告書提出。 (県自然保護課から協定締結は不要と回答あり)
環境影響評価法・環境影響評価条例	-		
風致地区条例	-		
都市緑地法	-		
文化財保護法	○		令和3年10月26日回答:有(今回は既届出の範囲内であるため、届出不要。今後、区域が北側に広がるようであれば、届出が必要)
鉱業法	-		
採石法・砂利採取法	○		令和4年1月25日提出(林地開発と同時に認可予定)
砂防指定地管理条例第7条	-		
地すべり等防止法・急傾斜地災害防止法	-		
土砂災害防止法	-		
河川法	-		
市普通河川条例	○		令和3年12月10日許可(流下能力検討:市土地利用事業変更承認申請書の審査にて承認)
県土地利用事業	-		
市土地利用事業	○		令和3年11月22日変更承認済
道路法	-		
景観法	○		令和3年12月8日適合通知
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	-		
土壤汚染対策法	○		令和3年12月3日受理
(ソーラー発電)固定価格買取制度認定	-		
電気事業法	-		